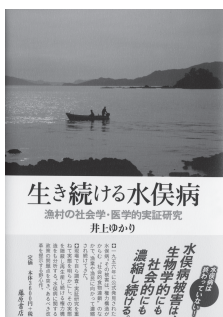


書評



井上ゆかり著

『生き続ける水俣病』

漁村の社会学・医学的実証研究』

藤原書店、2020年3月

本書は、著者が2016年度熊本学園大学大学院社会福祉学研究科に提出した博士論文「水俣病多発漁村における漁民・漁業被害の多重連環 — 熊本県芦北町女島での社会学ならびに医学的調査による実証研究」をもとに、2020年3月、藤原書店より刊行されたものである。著者からの寄贈に対する宮本憲一先生（大阪市立大学名誉教授・滋賀大学名誉教授・日本環境会議名誉理事長）の礼状を、先生のご了解を得て掲載させていただく。

『生き続ける水俣病』をありがとうございました。まだ斜め読みの程度ですが、これは原田さんが提唱した「水俣学」の在り方を明示した力作と思いました。社会学と医学の学際・実証研究として評価されると思います。地域論を重視してきた私は、この作品が女島という典型地域を選んで水俣病が住民（漁民）の生命・健康・生活障害であるだけでなく漁業・漁村共同体の破壊と抵抗を伴う社会的災害であることを丁寧な実態調査に基づいて歴史的に総括していることを高く評価します。

「権力的水俣病」と「実態的水俣病」という対比については、「真面目な」水俣病研究者ならば概念は違っていても政府の判定基準批判として納得できるものですが、あなたの業績は、被害者の34年間の歴史を踏まえていること、世帯における「実態的水俣病の歴史ジェノグラム」という分析によって、被害の全体像を明らかにしたことは大きな成果ではないかと思います。この歴史的な分析に教えられることが大きかったです。

新潟水俣病の裁判で水俣病が食物連鎖と生物濃縮というエコロジカルな公害の典型であることが認められたのですが、あなたの「社会的食物連鎖」は社会的エコロジーをめざしたのではないかと思いました。政府・自治体の責任を明らかにするということでは、この連鎖は説得的でした。しかしこの概念が一般化できるかどうかはもう少し考えたいと思いました。特に熊本水俣病と新潟水俣病の行政・住民運動の対応の違いとの検討が必要でないかと思っています。本書によって水俣病問題の解決が、「実態的水俣病」によって水俣病を認定すべきことが明らかになるとともに、水俣病対策が地域の再生、農漁業、地域共同体の維持でなければならぬことが明らかにされることを願っています。この場合所得補償は必要ですが、それでよいかどうかは検討課題でないかと思いました。

大変良い刺激をいただいたことを感謝します。

宮本 憲一

2020年3月30日

本書の構成

いま、なぜ再び水俣病なのか

序 章 「実態的水俣病」に迫る方法論

- 一 本書の目的
 - 一 なぜ水俣ではなく女島なのか
 - 二 「漁民被害」と「漁業被害」との区別
 - 三 本書における村落共同体の概念
 - 四 社会的食物連鎖の定義

二 研究方法と対象地域

- 一 研究方法
- 二 対象地域

三 従来の研究

四 本書の構成

第一章 「全村的協働組織」としての女島 — 統体制を中心に

一 漁村の成立過程

- 一 明治・大正期
 - 二 昭和前期
 - 三 戦後の女島
- ### 二 生業としての漁業
- 一 全村的協働組織を形成した巾着網漁
 - 二 巾着網漁の衰退
 - 三 鹿児島県阿久根町での最低賃金制
 - 四 巾着網漁の終焉
 - 五 巾着網漁消滅後の漁業

三 陸の孤島と揶揄された環境

- 一 道路・交通整備
- 二 情報伝達の普及

第二章 全村的協働組織としての統体制の成立と展開

一 統体制と姻戚関係

二 漁撈習俗

- 一 生業に関わるエビス祭礼・網祭り
- 二 婚姻・葬祭慣行

三 海とともに生きる人々の食

四 漁撈活動と女性

- 一 女島における女性の水産物行商「メゴイナイ」
- 二 地曳網時代から巾着網漁時代のイリコ製造

第三章 水俣市漁協と旧湯浦町漁協が被った漁業被害の性格

一 不知火海沿岸漁協の患者隠しの地域的展開

- 一 水俣からはじまる患者隠し
- 二 患者発生にともない起きる不買宣言のひろがり
- 三 沖行政区での患者隠しから未認定患者申請支援運動への展開

- 二 漁民抗議行動 — 不知火海沿岸漁民と旧湯浦町漁協
 - 一 第一次漁民抗議行動
 - 二 第二次漁民抗議行動
 - 三 旧湯浦町漁協における第二次漁民抗議行動
- 第四章 女島の漁民被害の存在形態
 - 一 第一号患者から一〇年間の沈黙
 - 二 医学的調査と社会学的調査でみる漁民被害の実態
 - 一 地域における「権力的水俣病マッピング」
 - 二 統体制における「補償経過ジェノグラム」
 - 三 世帯における「実態的水俣病ジェノグラム」
 - 四 医学的調査でみる漁民被害の実像
 - (1) 医学的調査に対する拒絶が明示するもの
 - (2) 医学的調査結果と行政処分結果の乖離
 - (3) 同一対象者における三四年後の「水銀の傷痕」
 - (4) 日常生活にみる漁民被害
- 第五章 暴露と権力的水俣病が示唆する認定基準のゆがみ
 - 一 松島義一調査報告に関する考察
 - 一 毛髪・臍帯水銀測定方法
 - 二 毛髪・臍帯水銀値のリスク基準
 - 二 沖行政区の暴露と権力的水俣病の検討
 - 一 毛髪水銀値
 - 二 臍帯水銀値
 - 三 臍帯水銀値と臨床症状
- 終章 濃縮される漁村の水俣病被害
 - 一 社会的食物連鎖と水俣病被害の濃縮
 - (1) 個としての漁民被害
 - (2) 個を育む漁業資本への被害
 - (3) 暮らしの根幹を支える地域住民
 - (4) 原因者チツソが個に与える根幹的被害
 - (5) 国家権力と追隨する地方権力が個に作用する被害濃縮
 - 二 総括 — 水俣病政策への提言
 - 三 水俣学方法論の提示
 - (1) 資料調査
 - (2) 社会学的調査
 - (3) 医学的調査

長いあとがきにかえて

謝辞

用語解説

引用・参考文献

図表一覧